優れ た景観を守り育て い街並みづ < ij のために~

9月1日~10日は屋外広告物適正化旬間です

屋外広告物とは

表示されるもの」と屋外広告物法に 定の期間を継続して屋外で公衆に 商業広告に限らず、 「常時または

電柱広告やのぼり旗、車両広告物な 板やネオンサインはもちろんのこと、 物があります。 よって規定されています。 街の中にはたくさんの屋外広告 お店の看

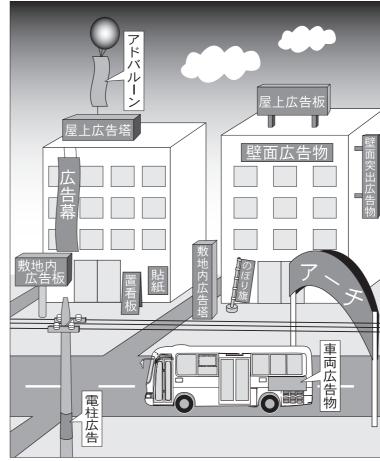


図:屋外広告物のイメージ

ただし、 公共的な目的や、

屋外広告物の表示ル ル

告物。

9

ジ下段参照)を表示す

一定の要件を満たす

有地内に自己の名称など(自家用広

る目的などで、

ことになりかねません。 無秩序に表示されると景観を損なう のために広く利用されていますが、 私たちの日常生活に必要な情報提供 けではありません。 屋外広告物は自由に表示できるわ 屋外広告物は、

観光客を迎えるための景観・風致を市は、優れた自然環境と、多くの 条例による規制を行っています 月1日に施行した日光市屋外広告物 守り育てていくために、 平成21年4

禁止地域

外広告物を表示できない禁止地域と の沿道・沿線などは、 日光国立公園内や主要な道路・鉄道 鉄道からの眺望の確保などのため、 しています。 自然景観や住環境の保全、 原則として屋 道路

自己所

ります。

許可地域

場合は広告物を表示できる場合があ

域に指定しています。 則として市長の許可が必要な許可 禁止地域以外のほぼ市内全域を、 秩序ある広告物の表示を図るため 地 原

置 物件ごとに広告物の面積や高さ、位の4種類に区分し、各地域において 観の形成を図るため、 た広告物の表示、 また、 形状などの基準を定めています それぞれの地域特性に合っ 広告物を含めた景 許可地域を次

◆許可地域の種類

②自然保全型沿線地域(山地山麓帯 ①自然保全型地域(山地山麓など) の指定道路、 指定鉄道の沿線)

③田園調和型地域(平地帯)

禁止物件と禁止広告物

⑤西町地区 (居住エリア) ④西町地区(沿線商業エリア) ③東町地区(居住エリア) ②東町地区(沿線商業エリア)

信号機や道路標識、 ガードレ JĻ

> す 示ができない禁止物件となって 橋りょう、 歩道橋などの交通関連施設、 などの消防関連施設、 また、 、送電塔などは広告物の表防関連施設、街路樹や並木、どの交通関連施設、消火栓 の恐れのあるものや、 いま

④市街地形成型地域(都市計画法に

よる用途地域)

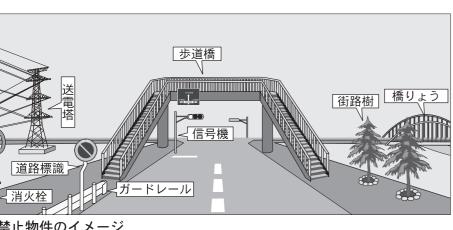
る恐れのあるものは、 したもの、 表示することができません。 交通の安全を阻害す 禁止広告物に

良好な景観を保全・形成する上で特

許可地域にかかわらず

景観保全型広告整備地区

に配慮すべき区域を景観保全型広告



であっても、

大きさや意匠などに厳

◆景観保全型広告整備地区の種類

地区および稲荷川

い規制を加えています

屋上広告塔、

敷地内広告塔の設置を

している他、

設置可能な広告物

景観を演出するため、

屋上広告板や

に区分-

地区ごとに良好な街並み

この地区内を、

さらに次の5種類

市長の許可を得なければなりません。

計画に掲げた行為の制限に基づき、

域 の

「世界遺産区域(東町

景観計画重点区域である日光地

います。

市内で

示する場合には、

事前に日光市景観

を指定しており

広告物を表 西町な

図:禁止物件のイメージ

くわしくは

都市計画課 都市計画係

る方へ 屋外広告物を表示 し て 11

おくと、 にご協力をお願い ルを守り、 は があります。 歩行者に危害を及ぼ. 道路交通の安全の妨げとなったり、 損 があります。 広告物を常に良好な状態に保つ必要 衆に対する危害を防止するためには、良好な景観または風致の維持、公 した屋外広告物をそのままにして 適正な管理と屋外広告物のル 美観を損ねるだけでなく 良好な景観の形成のため 著 広告を表示する皆さん しく汚損 します。 したりすること したり、 破

> といいます(特定商品名を誇張 る広告物のことを自家用広告物

示するため

自己の住所(事業

営業所、

作業所) に表示

す

自己の氏名や名称、

店名、

商

自己の事業・営業内容を表

しないものに限ります)

屋外広告物をこれから表 素となりますので あります。 な景観づくりのための大きな要

します。

ご協力をお

る許可基準に適合させる必要が

自家用広告物も良好

その規格は設置場所におけ

の広告物の表示面積の合計が10

同じ敷地内に表示した、

全て

以内の場合、

許可は不要です

新たに表示する方は、 原則として市長の許可が必要です。 適用除外となる一部の広告物を除き: 法令の規定により表示するものなど よび設置基準などについては、 なお、 屋外広告物を表示する場合には ームペー 地域ごとの具体的な規制お ジに掲載 していますが、 事前にご相談 市



図:自家用広告物の表示例

| 2012年9月号